

令和 2 年第 2 回石狩市介護保険事業運営推進協議会

開催日：令和 2 年 10 月 26 日（月）

時 間：18：00～19：35

場 所：石狩市総合保健福祉センター 3 階視聴覚室

傍聴者数：1 名

【出席者】

委 員：丸山会長、橋本副会長、金子、一條、西本、築田、三上、飯田 計 8 名

事務局：保健福祉部長大塚、高齢者支援課長鍋谷、主幹内藤、主査田中、主査岩本、主査飯岡、主査二上、主査高石、主任青山、厚田支所市民福祉課長相原、主査高田、厚田地域包括支援センター主査富木、浜益支所市民福祉課保健福祉担当課長宇野、浜益地域包括支援センター主査小島 計 14 名

議事録

【18:00 開会】

【丸山会長】

皆様こんばんは。本日は大変お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

コロナ禍が続いておりまして、日々ご心労されていると思いますが、このように感染予防に努めながらも開催できることに感謝申し上げます。

それでは令和 2 年第 2 回石狩市介護保険事業運営推進協議会を開催いたします。本会議は公開となっており、議事録を作成することから、発言をする際には先にお名前を述べてからお願いします。なお、本会議の議事録については全文筆記にて作成することになりますのでご承知をお願いします。

それでは会議次第の 3 に移ります。議題第 1 号について、事務局より説明をお願いいたします。

【事務局：高齢者支援課岩本主査】

議題第 1 号、石狩市地域包括支援センターの増設、パブリックコメント結果及びスケジュールについてご報告いたします。お手元の資料 1 をご覧ください。

この案件につきましては、7 月 28 日開催の本協議会におきまして、地域包括支援センター新設に伴う担当地区設定について、パブリックコメントを募集することを報告しておりますが、9 月 1 日から 30 日の募集期間中におひとりから 2 件のご意見が寄せられ、いずれも原案に対するご質問・ご意見として伺っております。

意見の趣旨は次のページの表にお示ししている通りでお読み取りいただきたいのですが、検討内容は大きく3点挙げております。一つ目は今後も一層のセンター周知に努めること。二つ目はセンターの相談対応スキルの向上に努めること、これは市民からの相談だけでなく、ケアマネジャーはじめ関係機関からの相談への対応も含みます。三つ目は新センターの選定につきまして、専門的知見のある方で構成するプロポーザル審査会において公正かつ中立に審査を行うこと。以上3点を検討結果として、すでにホームページに公開しております。

また、次のページに今後のスケジュールをお示ししています。お概ね当初の予定通り進んでおりまして、10月21日に応募を開始し、これもホームページに公募要領を載せております。11月20日が締め切りとなります。なお、現時点では応募はきていません。プロポーザル審査会については、10月30日までに各団体に委員推薦とご承諾をいただき、委員さんには書面にて審査項目のご確認とご意見をいただく予定です。これで審査項目と配点が固まれば、速やかにホームページに公開します。応募要件を満たしているかの書類審査は事務局が行い、書類審査を通った応募者のプレゼンテーションおよびプロポーザル審査会は12月16日を予定しており、結果通知は10日以内、年内にはお知らせすることとしております。

【丸山会長】

ありがとうございます。石狩市地域包括支援センターの増設に関する手続きにつきまして、寄せられたご意見と、今後のスケジュールについてご説明いただきました。委員の皆様からご意見ご質問があればお願いします。

【橋本副会長】

今回のプロポーザルを行うのは3回目になるかと思いますが、過去2回と同じような決め方でやっているのかということと、審査委員会の中身はどのような形になっているのか、それと、11月20日が応募の締め切りということは、12月いっぱい、1か月くらいで決定するということでしょうか。それから、もし応募しが1か所からしかないような場合、それでも審査会を行うのかどうか、確認させてください。

【事務局：高齢者支援課岩本主査】

プロポーザルは今回で2回目になります。1回目は平成24年に行っておりまして、今回は2回目のプロポーザルによる公募ということになります。決め方につきましては、プロポーザル審査会設置要領に基づきまして、7名の委員さんで構成しますが、審査委員さんに審査と採点をしていただくという中で決めてまいります。この審査の基準に関しては、実際の委員会が始まる前に委員さんの方にご確認をいただきまして、中身の詰めをしていく予定です。それから11月20日に公募を締め切りまして、12月前半までに書類の中身を確認していこうと考えております。12月16日の予定で審査会を行いまして、1か月程度で受託者が選定されるという流れになります。一件しか応募がなかった場合についても審査会の皆様に審査をいただきまして、採点を行うということになります。応募要領にも載せておりますが、一定程度の点数を取ったところを選定するというようになっておりますので、

一者しかなくても点数が一定の水準に達していなければ通らないということになります。

【丸山会長】

ありがとうございます。ほかにございませんか。

【各委員】

(なし。)

【丸山会長】

それでは議題第1号についてはご承認いただいたということで、続いて議題第2号について、事務局より説明をお願いします。

【事務局：高齢者支援課田中主査】

議題第2号、資料2の寝たきり高齢者等紙おむつ給付事業利用者へのアンケート結果について、市町村特別給付の検討についてご説明させていただきます。

寝たきり高齢者等紙おむつ給付事業については、第6期石狩市介護保険事業計画まで地域支援事業として実施してきましたが、第7期については事業制度の見直しにより、地域支援事業としての紙おむつ支給の将来的な廃止・縮小を検討した上での経過措置として実施してきました。そのため、利用者のニーズをくみ取り、今後の方向性を検討するため実施させていただきました。本調査は、令和2年7月現在で休廃止中の方を除く利用者67名に対しアンケートを送付しました。調査期間は令和2年7月17日から令和2年7月31日まで、回答数が43、回答率は64.18%となっています。

まず、事業の継続についてですが、縮小継続も含めて継続希望が98%となっております。病院代・介護サービスの自己負担額等も必要な中で、紙おむつの給付がなくなると経済的負担が大きくなることから継続を希望する意見が多かったと考えられます。

次に、紙おむつの支給量についてですが、本事業は2か月に一度、1か月分の紙おむつを支給することから、足りないとの回答が大半を占めると予想していましたが、3割の方から不足はないと回答がありました。不足していると回答された方の平均自己負担は月約5千円となっており、年間約6万円の自己負担が生じています。

次に、紙おむつの種類についてですが、半数以上の方がこのままでよいと回答しています。種類の増加を希望された4割の方18名は全員、紙おむつの支給量について足りないと回答された方でした。自分で購入している紙おむつと同じメーカーや種類を希望されたと思われます。

このアンケートを集計した結果、利用者からは現状のまま事業を継続してほしいという希望が多数だったため、紙おむつ給付事業が地域支援事業対象外となっても、市町村特別給付として事業を継続することが望ましいと思われます。財源についてですが、保険者機能強化推進交付金を活用するため、第1号被保険者の保険料への影響はありません。

また、利用者の所得割合について調査したところ、休廃止者を含む86人中、住民税非課税世帯の方が52人と約60%を占めております。今まで皆様から自己負担のあり方についてもご検討いただきまして、この事業については介護保険事業の枠内ではありますが、非課税

世帯が多いこと、また財源もあることから、第8期計画期間においては無償としていくことが望ましいと思われます。

【丸山会長】

ありがとうございます。本件につきましては、以前の会議においてもご議論いただいた案件ですが、今回は利用されている方へのアンケート結果をお示しいただき、今後の財源についての説明もありました。委員の皆様からご意見ご質問があればお願いします。

【築田委員】

この紙おむつ事業はどのくらいの金額が補助金として実績があるか、具体的にわかれば教えていただけますか。

【事務局：高齢者支援課田中主査】

令和元年度が389万円、平成30年度が441万円、平成29年度は416万円の経費がかかっています。

【丸山会長】

ほかにご意見ご質問ございませんか。

【各委員】

(なし。)

【丸山会長】

先ほど事務局のご説明からもございましたが、6割以上の方が非課税世帯であるということで、特に基準を設けて利用料や自己負担分を徴収するということではないということですのでよろしいですね。

【事務局：高齢者支援課田中主査】

そうです。

【丸山会長】

ほかにないようであれば、議題第2号についてもご承認いただいたということで、次に議題第3号について、事務局より説明をお願いします。

【事務局：高齢者支援課高石主査】

議題第3号、石狩市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画にかかる、令和2年度中間進捗状況の確認についてご説明させていただきます。資料3をご覧ください。

これは、現計画の高齢者保健福祉計画及び第7期介護保険事業計画について、評価を行ったものです。令和2年度の間評価にあたっては、本年8月から内部のヒアリング等を開始し、この資料にとりまとめています。評価の方法としては、2ページにあります「具体的な施策」の内容を明確にした上で、1ページの「主要施策」毎に「目標値」を明確にし、自己評価を行ないました。

自己評価は、悪いから良いまでの5段階評価を具体的な施策毎に行い、その平均を主要施策の評価としています。昨年度末からのコロナ禍により、令和2年度上半期は多くの事業が中止、または延期や形を変えての実施となっています。

なお、現時点ではもちろん実績が出ていないものもあります。また、通常行なうべきこと、当然行なうべきことはできるだけ記載せず、特徴的な事項に言及するように記載しております。

最後の別紙の部分、令和2年度の保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金に係る評価指標の該当状況調査表となりますが、今年度より、新たに努力支援交付金が創設され、強化推進交付金は地域支援事業や市町村特別給付などに、努力支援交付金は介護予防日常生活総合事業などに、それぞれ充てられる二本立ての交付金メニューとなりました。この表はそれら交付金の事前調査として、各保険者の評価メニューともなっていますので、本市計画の進捗状況の確認とともに行っているところです。交付金は8月に内示を頂いていることから、今回の中間評価に添付しております。

この中間評価にかかり、ご意見等いただければと思います。

【丸山会長】

ありがとうございます。高齢者保健福祉計画と第7期介護保険事業計画について、中間の進捗状況と評価のご説明をいただきました。中身については事前に資料が送られておりましてご覧いただいているかと思います。評価事業で国の方から交付金が交付されることになったというご説明があったかと思います。

私から質問なのですが、この交付金については評価の内容と関係するものなのでしょうか。それとも評価如何に関わらず交付されるものとして考えてよろしいのでしょうか。

【事務局：高齢者支援課高石主査】

この交付金は点数によって配分が変わってきます。順位については明確にお話することはできないのですが、石狩市は道内でもなかなかの順位ではあります。実績としては平成30年度に900万円ほど、令和元年度もほぼ同額、令和2年度につきましては国の方で額を倍増させまして約1,800万円程度を想定しています。この額は評価によって変わってくるということになっています。

【丸山会長】

ありがとうございます。委員の皆様からご意見ご質問があればお願いします。

【飯田委員】

全体を通して、コロナ禍という文言が非常に多くあります。それは当然やむを得ない事情ですから、事業が中止・縮小、あるいは参加者が減ったという言葉もたくさんあります。一方で、「赤まる便り」のように、違うメニューとして出たものもあります。事業の中止・縮小がそのまま予算残になっているかどうかはわかりませんが、下期に向かってそれらの予算活用で新たな事業を展開する、あるいはコロナ禍は薬やワクチンの関係で来年度までどうなるかわかりませんが、来年度の新規事業も含めて何かコロナ禍への対策のようなものを考えられているのかどうか、伺いたいと思います。

【事務局：高齢者支援課鍋谷課長】

7期計画の評価ということで今回お示しさせていただきましたが、コロナ禍によってや

むを得なく事業を中止せざるを得ないといったことは多々あります。7期計画を策定した時点ではこの状況はまったく想定していなかったところではありますが、このような評価を付けさせていただいたところです。次期8期計画においてはこういった感染拡大への対応も含めて検討していただきたいという国の指針も示されておりますことから、そのようにやっていきたいと思っております。一方で、残された期間におけるコロナ禍の対応につきましては、なかなか先が見えない状況下であって、対策を組んで事業を行えるもの、あるいは感染拡大を抑えるためにやむを得なく開催を延期・中止するものも出てくるかと思えます。この辺は状況を見極めながら行っていきたいと考えています。

【丸山会長】

ありがとうございました。ほかにご意見ご質問があればお願いします。

【築田委員】

14 ページに、令和2年10月から沿岸バスの回数券の購入に福祉利用割引券を利用できるとありますが、これは浜益地区だけの対応という考え方でいいのか、浜益地区の例えば雄冬や千代志別などの人だけが利用できるのかということの一つ伺います。

それから、1/11 ページの①の記載事項④のところに、「石狩市は旧石狩市、旧厚田村、旧浜益村と平成17年に合併しており、合併前のそれぞれの成り立ちがあることから、現在もそれを引き継いでいることが要因」という文言があるのですが、何の要因であるのか、ほかの資料から読み取れなかったのでご説明をお願いします。

【事務局：高齢者支援課田中主査】

沿岸バスは中央バスなどのように100円200円などではなく、浜益地区から札幌までのチケットになっており、八田商店というところに行けば誰でも買えるのですが、実際に利用されるのは浜益の方に限定されてしまうかとは思いますが、ただ、今年から始まった事業なので、是非利用していただきたいという風に思います。

【事務局：高齢者支援課高石主査】

2点目の質問に私からお答えいたします。この設問の大きな視点は、石狩市の介護保険の事業について、国の見える化システムというものを活用して特徴を把握していますかというものになっております。石狩市には、石狩圏域のほかに、旧厚田村の厚田圏域、旧浜益村の浜益圏域と3圏域があり、要支援・要介護の認定者数や高齢化率などを踏まえて分析すると、それぞれの特徴が見えてきます。そういう部分で当該地域の介護保険の特徴を分析していますということを、国に対してこのシートを用いて答えたということです。

【丸山会長】

ほかにご意見ご質問ございませんか。

【各委員】

(なし。)

【丸山会長】

それでは議題第3号についてもご承認いただいたということで、次に議題第4号につい

て、事務局より説明をお願いします。

【事務局：厚田地域包括支援センター富木主査】

議題第4号、第8期介護保険計画策定に向け、厚田区における介護サービスの充足状況について、聞き取りを実施いたしましたので報告します。資料4をご覧ください。

先に厚田区の状況について報告します。厚田区は人口約1,750人、高齢化率は46.4%、高齢者数は820人です。高齢化率は年々上昇していますが、人口減少と共に高齢者数の減少も進んでおります。区内に特別養護老人ホームみよし園とグループホームべつかりがあります。それ以外の介護サービスを提供している事業所は花川地区にあります。

厚田区の介護サービス状況調査結果について報告いたします。

今回の調査は、介護保険サービス利用中の60名に対し、担当のケアマネージャーから聞き取りを実施しました。在宅サービスの利用状況については、お手元の資料をご覧ください。サービスの充足状況については、利用者本人からは厚田区で提供されているサービスの数的な不足についての意見はありませんでしたが、ケアマネージャーからは「本当はデイサービスに通所して欲しい」という意見があります。ただ、利用者本人は「おっくう」「人との交わりを好まない」「デイに行くほど弱っていない」などの理由から、利用に至っていないとの話がありました。また、デイサービスが厚田区内にないことについて、「体調が悪くなった時は、近くにデイサービスがあると楽に通えると思う」と話している方が2名いました。このほか、資料には記載されていませんが、現在あるサービス以外であると良いと思うサービスについては、病院の送迎がありました。

以上のことから、厚田区で提供されている介護サービス量について、現在、利用者は不足であるとは感じていないと考えられますが、将来、体調悪化などにより、より手厚い介護が必要となった場合は、不足と感ずる可能性があると考えられます。

次に、将来の生活の場について、介護サービス利用者のケアマネから聞き取りをした結果についてです。多くは将来について具体的には考えていないという意見でしたが、介護度が比較的軽い方は、将来運転できなくなった場合、厚田区外のサービス付き高齢者向け住宅やアパートなど、買い物や受診に便利な市街地に行き、自立した生活をしたいという回答も多かったです。介護度が比較的重い方は、みよし園などの特養や厚田区内の自宅で過ごしたいという回答がありました。両者に共通している点は、子どもや身内、周りに迷惑をかけたくないという意見です。今ある介護サービスを利用しながら、できるだけ自宅で過ごし、難しければ花川地区や札幌市に転出を考えるという方が多かったです。

【丸山会長】

厚田区の介護サービス利用者の方に聞き取りをしていただいた結果を報告いただきました。60名というのは全数と考えていいでしょうか。

【事務局：厚田地域包括支援センター富木主査】

60名の方は、現在厚田区内で介護サービスを利用している方です。

【丸山会長】

介護サービスを利用されている方の全数ということですか。

【事務局：厚田地域包括支援センター富木主査】

全数ではなく、入院中の方などは除いています。

【丸山会長】

わかりました、ありがとうございます。それでは委員の皆様からお願いいたします。

【西本委員】

厚田区という区切りの中には、例えば聚富や虹が原、緑ヶ原の居住者も含まれているのでしょうか。

【事務局：厚田地域包括支援センター富木主査】

聚富と虹が原地区は厚田区に含まれております。なお、緑ヶ原地区は旧石狩地区です。

【丸山会長】

ほかにご意見ご質問ございませんか。

【各委員】

(なし。)

【丸山会長】

それでは議題第4号についてもご承認いただいたということで、ありがとうございます。

続きまして議題第5号について、事務局より説明をお願いします。

【事務局：浜益地域包括支援センター小島主査】

議題第5号、今年7月から8月にかけて実施した浜益区介護サービス充足状況調査の結果について報告します。資料5をご覧ください。

冒頭で大変恐縮ですが、資料の訂正がいくつかございます。報告書の9ページ問2、「この先の生活のイメージをお聞かせください」という問いに対し、上から2つ目の表の右側の文章「年齢が高くなるにつれ、『自宅又は浜益区内』と回答する割合が増加している」と表現してありますが、『自宅又は浜益区外』の間違いですので、訂正していただきたいと思えます。

この調査の目的につきましては、第8期介護保険計画策定に向け、浜益区での介護サービス等の利用及び充足状況や、将来の在宅サービスや介護施設入所の希望動向等を把握し、今後、浜益区で生活していく上で、どのようなサービスが必要とされるかを把握するために実施しました。

対象は、浜益区において在宅生活を送っている介護サービス利用者、介護サービスを利用されていない要介護認定者、また、認定を受けていない方のうち将来的な生活のイメージをより具体的に感じておられるであろう年代ということで、85歳以上の方を対象とし、支所市民福祉課、包括支援センター職員が聞き取りによる調査を行いました。調査件数は126件です。なお、回答者の状況につきましては、1ページから2ページにかけて、性別、年齢、居住地区、世帯状況、介護度別についてまとめております。

続いて、2ページの「6. 調査結果の概要」からポイントとなる点について報告させてい

たきます。調査の前半は介護サービス等利用状況と充足度についてお聞きしています。詳細につきましては5～8ページをご覧ください。

介護保険サービスの利用の充足度につきましては、昨年から浜益区で提供開始となった訪問看護、訪問リハビリ、また通所介護に関して、増回のニーズがあることがわかりました。

医療・福祉サービスに関しては、区内で唯一の医療機関である診療所が、往診や看護師による訪問により増加する通院困難者への医療ニーズに対応していること、また食事の自立や冬期間の生活を支える配食や除雪サービスの利用者も多く、在宅生活を支えるためには欠かせないサービスとなっていました。

浜益区における介護や福祉サービスは公的なものがほとんどで、土日祝日のサービス提供がないため、在宅生活への不安やサービスの不足感につながっていると考えます。また、それを補完する代替サービスや新たな民間事業者の参入も厳しい現状にあり、在宅を支えるサービスの需要と供給のバランスには課題があると考えます。

3ページになりますが、調査の後半は、現在よりも介護が必要になった時の暮らしについてお聞きしています。詳細は9ページ以降に掲載しております。約7割の方が、自宅または浜益区内で暮らすだろうという生活のイメージを持っていることがわかりました。また、その中の半数以上の方が、在宅での生活を希望し、そのためには介護や福祉のサービスを複合的に利用したいと回答していました。

特養あいどまりなど、地元施設への入所のニーズも一定数あることがわかりましたが、お元気な方は要介護状態のイメージを持っておらず、在宅で必要なサービスが多くなると、サービス供給体制の乏しい現状では対応しきれず、区外のサービス付き高齢者住宅等の施設や家族のもとへ転出という選択を余儀なくされる例が多く見受けられます。

本調査を通じて、多くの方が浜益区内での暮らしを続けたいと望んでいることがわかり、在宅の意義を改めて感じたところですが、浜益における既存の在宅サービスの需要と供給の間にギャップがあることも明らかとなりました。

介護が必要になった時、区外への転出を選択しなくても、住み慣れた自宅での生活を継続できるように、在宅サービスを充実させること、まずは既存のサービスを精査し、運用面での工夫、土日祝日のサービスの空白をどう埋めるかという課題や、食や冬期間の生活の不安、買い物や交通など生活インフラをどう支えるかということにも取り組む必要性を認識したところです。

【丸山会長】

ありがとうございました。浜益区で生活されている方に対して調査をしていただいて、地元へ愛着を持つ方が多くいらっしゃるということで、できる限り地域に住み続けたいという意向があるという一方で、サービスが必ずしも十分ではない、これからのことについても課題があるというご指摘でした。

委員の皆様からご意見ご質問があればお願いします。

【一條委員】

厚田区と浜益区の充足状況調査の目的は一緒かと思いますが、同じ質問項目で行っているのでしょうか。

【事務局：浜益地域包括支援センター小島主査】

充足度の部分については、厚田も浜益もどのくらいサービスに満足しているかなどについて似たような項目で聞いていますが、加えて浜益では85歳以上の方や認定を受けていない方に対しても調査をしております、その中では施設入所についてのお問い合わせが非常に多く、区外への転出も実際に増えています。ここ2年、浜益の包括に対して21件の相談がありまして、そのうち9件が転出されています。このほかにも包括に相談がなく、ご家族のもとへお引っ越しされるケースもたくさんあると思います。そうしたケースも増えてきているので、どんなサービスがあれば在宅を継続することができたのかだとか、介護サービスだけではなく福祉サービスの充足状況についてはどうなのかというところを調査したり、元気で生活されている方のお話も聞くために、そういった調査をしているという背景があります。

【一條委員】

わかりました。見せ方として、厚田区と浜益区が同じようにして書いてあると見やすかったのではないかと思います。

【橋本副会長】

訪問看護のことについてお聞きします。昨年5月からサービス提供を開始したとありますが、それ以前はどのようにしていたのかということと、それから訪問看護利用者は2名いるとのことなのですが、どのような内容なのか教えていただければと思います。

【事務局：浜益地域包括支援センター小島主査】

介護保険事業としての訪問看護は、浜益区では今までありませんでした。理学療法士や作業療法士がセラピストとして訪問リハビリに来ていただけるという事業所さんがありまして、昨年5月からサービス提供をさせていただいているという経緯があります。

利用者は2名とありますが、現在は曜日も増えまして、7名が利用されています。需要は非常にあると感じております。

【橋本副会長】

リハビリを利用している方が多いのでしょうか。

【事務局：浜益地域包括支援センター小島主査】

リハビリの方は12名で、そのほかに訪問看護の方が7名です。リハビリに関しても、今は理学療法士さん2名と作業療法士さん1名が火・水・木と3回浜益に入らせていただいているのですが、そのほかに訪問看護の看護師さんが月・水で2回入って7名の対応をしているという状況です。看護の内容は、薬をうまく飲んでいるかなど服薬管理のアドバイスや薬のセットなどです。癌患者など経過をみなければならぬ方への対応などは、毎日や頻回に入るということはまだできないため、医療機器やカテーテルの管理が必要な方への支援がなかなかできないのですが、そのような入り方をさせていただいています。

【丸山会長】

訪問看護に携わっている事業所というのは浜益区外からいらっしゃってるということで、時間や移動のコストもかかることと思いますが、市の方から事業者に対しての補助はあるのでしょうか。

【事務局：浜益地域包括支援センター小島主査】

今現在はないですが、今後そういうニーズ、やはり医療の部分で、浜益国保診療所しかなくてなかなか専門医にかかることができないでいることや、今まで訪問看護の基盤がなかったということもありますので、退院の連絡が来た時に訪問看護はありますかと聞かれる現状があります。そういった時にそういうサービスの提供というのはやはり必要だと思いますので、今後のその需要がどのくらい増えていくのかということや、事業者さんに対応可能な回数をどのくらい増やしていただけるのかということも詰めていかなければならないと思っていますし、管理者の方とお話させていただいているところでもあります。

【飯田委員】

住む場所の希望ということで家族と一緒にいいとか、色々な回答が出ていますが、例えば 11 ページの問 3 で、浜益区内で将来も暮らすであろうという選択の中で、それぞれ夫婦または単身、家族のところ、施設という 3 項目がありまして、一方で 14 ページは浜益区外に住むであろうという中で同じように夫婦または単身、家族のところ、施設という、同じような内容があります。この中で、夫婦や一人、家族と一緒にというのは「～したい」という希望として捉えられるのですが、施設に入所して暮らしたいというのは、施設に同年代の方がたくさんいてそのような方と時間を共有して過ごしたいからなのか、あるいは身体的な自信がなくなって自分はもう施設のほかにほどこにも行けないからやむを得なく施設を選択するのか、こうした「～したい」にもそれぞれ色々な背景があると思いますが、そういった背景は聞き取りされているのでしょうか。

【事務局：浜益地域包括支援センター小島主査】

施設に入所して暮らしたいという方の思いについては、「家族に迷惑をかけたくない」というところが非常に大きく、浜益区内を選んだ方も区外を選んだ方も同じことが言えるかと思います。お子さんの住んでいる場所だとか、ご家族の意向は非常に影響力が大きいなということを感じました。自分はこうしたいのだけれども家族の言うことを聞かなければならないのだということを考えておられる方や、あるいは「施設へ行った方がいいだろう」というように答えた方も非常に多かったです。子どもに迷惑や負担をかけたくない、近くにいたことがお子さんにとっても自分にとっても安心であるという思いの方もいらっしゃいました。自分の思いだけではなかなかこの先の暮らしを決めることはできないと考えている方も多かったと調査を通じて感じたところです。

【丸山会長】

施設に入られる方も色々な思いを持ちながら決めていらっしゃるということかと思いますが。ほかの委員の皆様からございますか。

【西本委員】

区外へ結構な割合の方が行かれているとの報告がありましたが、区外というのはどの辺りが多いのかをお尋ねします。

【事務局：浜益地域包括支援センター小島主査】

この2年間のうち引っ越された方で多いのは石狩市内のサ高住です。21件のご相談のうち9件が区外へ転出されていますが、そのうち旧石狩地区のサ高住が6件で、うち2件は近所にご家族がお住まいという理由でそこを選ばれていました。残り3件は札幌市のサ高住です。ここ2年間では石狩市内を紹介することが多かったです。

【西本委員】

石狩市内というのは花川ですね。

【事務局：浜益地域包括支援センター小島主査】

そうです。

【西本委員】

上川地方や空知地方、砂川、滝川というのはどうでしょうか。

【事務局：浜益地域包括支援センター小島主査】

ご希望としては少ないかと思います。そちらの方にお子さんがいらっしゃるとか、ご家族が近くに住んでいてそこを紹介してほしいというご相談は過去にもありましたが、多いのはやはり石狩市内または札幌市です。札幌市にお子さんが住んでいる場合が多いです。

【西本委員】

実際に利便性がいいのはやはり石狩や札幌なのでしょうか。例えば留萌などはどうでしょう。浜益からだとも石狩や札幌はやはり距離があるという印象を持つものですから。

【事務局：浜益地域包括支援センター小島主査】

最終的にはご家族の近くを希望されることが一番多いです。ご家族から離れてしまうと、自分に何かあっても会いに来てくれない、困ると考えている方が多いと思いますので、利便性というよりは、石狩や札幌にお子さんが住んでいるのでそちらの方にシフトするのかと思います。

【西本委員】

わかりました、ありがとうございます。

【丸山会長】

ほかにご意見などございますか。

【各委員】

(なし。)

【丸山会長】

聞き取り調査ということで、厚田区の状況についても聞き取りをされていますし、浜益区では126名の対象の方に聞き取りをされています。実態が明らかになってきたということのほか、直接行政の方が訪問して話を聞いたとのことで、包括の周知の機会にもなっていた

と思いますし、調査を通していざという時には話しやすい関係ができたのではないかと拝察いたします。詳しい資料をまとめていただきましてありがとうございました。

それでは議題第5号についてもご承認いただいたということで、続いて議題第6号について、事務局より説明をお願いします。

【事務局：高齢者支援課高石主査】

議題第6号、計画見直し・策定に向けたヒアリングについて説明させていただきます。資料6をご覧ください。

次期計画の策定等に向けて、これまで行いました、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査、事業所アンケートの結果を踏まえ、着眼点を整理し、介護サービスに係る外部団体にヒアリングを行いました。

主な意見等の項目となりますが、地域包括支援センター、認知症、介護施設やサービス、介護人材、在宅サービスという着眼点を項目としています。

ポイントといたしましては、各調査等を経て、グループホームなど施設系の需要が一定程度ある一方、事業者の感覚としてはサービスの質も考慮し、供給体制の整備、施設整備まで踏み込むタイミングとは思っていない感覚であったことや、特に介護人材不足への課題意識がとても強くあったことなどです。

前回の会議でご説明させていただきましたが、コロナ禍で約半年スケジュールが遅れてしまいましたが、今回ご報告させていただくものです。

【丸山会長】

委員の皆様からご意見ご質問などございますか。

【西本委員】

グループホームの必要性についてお話があったかと思いますが、この中にグループホームは充分ではないかと感じているというご意見があります。なぜグループホームが必要と感じられたのかという解釈についてお聞かせいただけたらと思います。

【事務局：高齢者支援課高石主査】

これまで行った各種調査では、施設系の部分で一定程度のニーズが見えてきたところです。その中での特徴的な施設ニーズとしてグループホームが出てきたというところです。今回の資料はあくまで外部団体へ行ったヒアリングになりますので、その調査とはまた別のものとなります。

【丸山会長】

ほかにご意見などございますか。

【各委員】

(なし。)

【丸山会長】

この結果とは直接関係ないかもしれませんが、委員の皆様にご教示いただきたいこととして、今、コロナの関係で事業所を退職される方が出てらっしゃると同時に、求職される

方で介護の仕事を希望する方が増えているということを聞くことがあります。そういった実態は、石狩市においてはいかがでしょうか。

【一條委員】

肌感覚的に、コロナ禍になって求人を見て応募する方が増えたかということ、愛の家グループホームに関してはそうではないかなと感じています。ただ周りから聞く話によれば、コロナで職を失って介護の仕事を探しているということも聞くことは聞きますが、では実際にうちのホームに来ているかということ、そうではないのが現状です。

【西本委員】

希久の園には現在介護職員が59名おりますが、今年に入って2人、全く別業界でお勤めだった方が介護にチャレンジしたいということで入ってきたスタッフがいます。ただ、増えたかということ、一條さんと同じようにそのような印象はありません。一方で、誰でもいいというわけではないというのが実情であって、人手は欲しいのですが、誰にでもできる仕事かと言われたらそうではないという事実も理解していただければというのが正直なところです。実際に2名来ましたが、2名とも元気で頑張っているかということ、そのうち1名はやはり自分には無理だったということでリタイアされましたし、もう1名はまだ来て3か月経たないくらいなので、頑張っているところではあります。

【丸山会長】

ありがとうございます。人材不足の解消まではなかなか難しいということですが、こういう状況の中で、介護に対する一般の方の敷居が低くなっていることもありそうだと思います。実際に働いてみて向かないという方も中にはいらっしゃると思いますが、逆にこれまで一生懸命会社に勤めていたのにこういうことがあると退職せざるを得ないこともあって、それでも自分を必要としてくれる場所がある、介護にやりがいを感じてくれたり、介護の魅力を見直す機会にもなるのかなと考えているところです。

ほかにご意見などございますか。

【各委員】

(なし。)

【丸山会長】

それでは議題第6号についてもご承認いただいたということで、ありがとうございます。

続きまして議題第7号と8号については関連する内容になるかと思いますので、合わせて事務局より説明をお願いします。

【事務局：高齢者支援課高石主査】

議題第7号及び8号を一括して説明します。

それでは、資料7をご覧ください。これは、令和元年度の第3回目の本協議会にて諮問をいたしました、高齢者保健福祉計画の中間見直し及び次期介護保険事業計画の策定にかかり、初めて本協議会にお示しするものです。

2ページ目をご覧ください。これまで、現計画のPDCAサイクルによる進捗状況の確認、

策定等に向けての調査、内部も含めたヒアリング等、また、国の動向などを踏まえ、他の計画との整合等を図りつつ、また、本協議会にご意見をいただきながら、見直し作業を行ってきました。

検討すべき課題や目指す方向性は、(2)に記載しております、「地域包括支援センターの一層の充実・周知」「在宅ニーズの増加への対応」「訪問系サービスの充実」「一層の福祉人材の確保」「認知症施策推進大綱を踏まえた共生・予防」「感染症や災害を意識した事業継続の推進」「紙おむつ支給事業の今後」「過疎地域における介護サービス等の今後」などが挙げられ、これらのキーワードを踏まえて「施策内容及び指標」「介護サービス施設整備」「特別給付」「介護保険料」を主要な検討ポイントとして、本協議会にもご意見を伺いつつ検討を重ねて参りました。

説明の途中ですが、1ヶ所資料の訂正があります。「一層の福祉人材の確保」が誤って、2か所記載しておりますが、下の方は削除ということで、訂正願います。

3ページ目をご覧ください。これらの主要なポイントの次の3年間における方向性として、「施策内容及び指標」については、地域包括支援センターの一層の充実や過疎地域における在宅生活を支える介護サービス等の充実が挙げられます。

「介護サービス施設整備」については、本市は、石狩圏域、厚田圏域、浜益圏域と3圏域を設定していますが、全圏域において、介護サービス施設の整備計画は設けないこと、「特別給付」については、先の議題2で説明をいたしました、在宅生活を支える紙おむつ給付事業の継続のため、介護保険法に基づく市町村特別給付を創設する方向性であること、「介護保険料」については、今後給付の伸びは見込まれますが、可能な限り、現計画と同額に据え置く方向性であること、以上が次の3年間における方向性であります。

ただし、介護保険料につきましては、現時点では、介護給付費準備基金の取り崩しにより第7期と同額でお示しできるものと想定し、今回は素案としてお示ししていますが、介護サービス等の見込み値は、最新の介護サービス給付の動向をぎりぎりまで反映させ、国への報告を含め、年末年始にかけて調整があることから、あくまで現時点の状況での介護サービス等の見込みとそれに基づく保険料算定とご理解願います。最終的には、年明けに介護報酬改定が国から示された段階で、その状況を勘案し最終的なものとなる予定です。

4ページ目をご覧ください。高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画は、それぞれ、第1部総論は、両計画に共通している部分としての位置づけ、第2部は高齢者保健福祉計画、第3部は介護保険事業計画の位置づけ、という構成となっています。今回の策定等に当たっては、団塊世代が75歳以上になると推計されている2025年、団塊世代ジュニアが高齢者となり、高齢者人口が生産年齢人口を上回ると推計されている2040年を想定し、検討を行ってきました。

4ページ以降は、検討すべき課題や目指す方向性、また、主な方向性などが、どの項目での検討事項なのかをお示ししているものであり、資料7別冊の概要説明となっています。

本議題の、高齢者保健福祉計画と第8期介護保険事業計画につきましては、本協議会での

ご意見等を伺いたいと存じます。

また、最終的な文言調整や、先ほどご説明しました介護保険料の最終調整を行った後、パブリックコメントを1月中下旬頃に行い、その結果を踏まえ、本協議会には2月初旬頃に、素案として再度ご確認いただき、答申をいただきたく存じております。

ここで、資料の追加があります。現時点での被保険者数の推計となります。この資料は、資料7別冊の54ページの最初の部分に掲載する予定のものです、本資料に掲載が漏れていたことから、追加でお配りしています。

先ほどご説明しましたが、数度の調整があることから、あくまで現時点でのものとご理解いただければと思います。2月初旬頃にお示しする素案には最終的なものでお示しいたします。

引き続き、議題第8号について説明いたします。こちらは、口頭でご説明させていただきます。

「高齢者保健福祉計画と第8期介護保険事業計画」の策定等、また、特別給付の創設等にかかり、介護保険条例と介護給付費準備基金条例の一部改正を予定しております。先ほどご説明いたしました、計画にかかるパブリックコメントと併せ、これらの条例改正のパブリックコメントを1月中下旬頃に行う予定です。その結果を踏まえ、本協議会には答申をいただき、その後、例年2月末頃から開催されます石狩市議会に条例案を上程し、条例可決後、3月末となりますが、市として計画を決定する予定となっております。

主な改正のポイントとしては、介護保険条例の一部改正につきましては、保険料の規定にかかる第8期に向けた保険料額、年号の修正、及び、特別給付の条項の創設を予定しています。

介護給付費準備基金条例の一部改正につきましては、特別給付の創設に併せ、基金の処分の範囲を明確化することを予定しています。

【事務局：高齢者支援課鍋谷課長】

一点、補足で説明させていただきます。施設整備に関してですが、データの的にはサービス供給量が足りているということから、現在石狩市において具体的な計画はないという方針です。具体的に7期計画と8期計画の素案で変わっているところがありまして、49ページになりますが、ここに介護サービス量の見込みという形で地域密着型サービスや施設サービスの来年度から3年間の見込みを立てていきます。先ほどの浜益区の現況についてご説明させていただきましたが、浜益地区は地域に残りたいという強い意向をお持ちの方が多いということ、在宅サービスを受けながらできる限り自宅で過ごしたいというニーズが高いという傾向にあります。前回の計画の中で、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、この部分がこの3年間で7床増床という形になっているのですが、現在本市の中で地域密着型の特別養護老人ホームが2つありまして、そのうち浜益区の特養あいどまりについて、給付見込みを踏まえて7期計画でプラス7床という具体的な数字で見込んでおりました。これを今回の8期計画提案の中では、49床のままとさせていただいております。実際に7

期計画期間中には7床増床はできなかったということがありまして、大きな要因として、浜益区における人材確保の課題がありました。また、地域で最期まで暮らしたいという意向がある一方で在宅志向もかなり強く、この3年間で入所の待機という点から見ると、特養あいどまりについては定員20床のところ、19床あるいは18床、17床で推移しているということがあります。そうしたことから考えると、次の8期計画において、この部分をあえて7床整備するというのは困難かと考えております。在宅介護の強化をどうやっていくのかということにフォーカスして次の計画を作っていきたいと考えております。

【丸山会長】

議案第7号におきましては、高齢者保健福祉計画の中間見直し及び第8期介護保険事業計画の素案についてお示しいただきました。議案第8号は条例改正についてのご説明でした。今回の計画を策定するにあたって、市の方で各調査をしていただいた集計をまとめ、その結果を踏まえた推計がなされていたかと思えます。素案であるとのことからまだ確定ではないということではありますが、委員の皆様からご意見ご質問あればお願いします。

【橋本副会長】

高齢者人口の割合が増えて生産年齢人口の割合が減って、支える側の割合が減っているため、菅総理のいうところの自助、自分のことは自分でやりなさいということをおっしゃられますけれども、介護の現場を見てもそうだと思いますけれども、実際には65歳以上で働いている人はとても多くて、今はもう70代が90代の世話をしているというのが当たり前になってきています。支える側の人数自体はそれほど減っていないという統計もありますので、実際に石狩市の高齢者はどれだけ働いているかというのは、調査をやらなければわからないとは思いますが、こういった年齢だけで区切ったものに惑わされずに介護計画を策定していただければと思います。

【丸山会長】

年齢を聞いて驚くことも多いですし、感覚的には、一昔前と同じ年齢ではあっても印象は変わっているように思います。実際に医療の現場ではいかがでしょうか。

【橋本副会長】

医者になって30年経ちますが、最初は90歳の人が珍しく、病院の職員がみんな集まってくるような状況でしたけれど、今はもうどこにでも90代の方がいるような状況になってきています。それから65歳70歳の方々も昔とは感覚が違いますし、年金ももう65歳ではもらえなくなり、死ぬまで働くというのが国の政策であると思います。介護保険料を上げることに关しては、もう少し税金で、公費として出してもらわないとだめじゃないかと思えます。ここで言っても仕方ないことではあります。

【丸山会長】

現場の皆様の感覚としてはジレンマを感じることであったりとか、以前と違って単に年齢だけで区切っても元気な方は多いですし、支え手に回ってくださる方も多いと思います。一方で働かざるを得ないというか、働かなければならないという方もいらっしゃるし、

自助と言っても限界があることですので、ここに出ているものが実態としてわかっている結果ということかと思います。

働く意欲や高齢者の意識のところで補足などありますか。

【事務局：高齢者支援課鍋谷課長】

今、橋本先生からご意見いただいたように、国の高齢社会白書においても、65 歳以上を一律に高齢者として扱うのはいかなものかという議論がなされているほど、現在の 70 代の方々は若いと認識しております。先般ニュースでも扱われておりましたけれども、若い方の運動能力は落ちていて、逆に 70 代の運動能力が上がっているとの話もあり、知的な部分、判断能力などもかつてとは違ってきているものと思います。確かに 30 年以上前の 65 歳と今の 65 歳とでは大きな違いがあるとの肌感覚が私自身にもあります。今の団塊の世代でもまだ現役で活躍されている方もいらっしゃいますし、これからその方々を支えていく方、2040 年には団塊ジュニアの世代が高齢者に差し掛かっていくという時代を迎えた時には、今とは働く形態というものは変わっているでしょうし、支え方も大きく変わっていくと思います。我々も計画を作っていく上で、その辺りのことを念頭に置きながら進めていきたいと考えております。

【丸山会長】

ありがとうございます。調査の中にも、これから地域包括ケアシステムの構築を目指していくとの内容がありましたが、行政や事業者など専門の方だけではなく、市民の方に参加いただくということを課題として考えられていたかと思います。調査結果からは、そうした活動に参加したいですかとの問いに対して、4 割か半数くらいは参加したいと思わないとの結果でした。石狩市の調査においてもそうした傾向だったかと思いますし、全国的な調査でも同様の結果が見られるかと思います。市民の方にも問題意識があったり必要があったりすれば活動はしていくのですが、単に行政から押し付けられてしまうようであればなかなか動くということは難しいかと思います。こういった計画を考える上で、色々なアイディアや、いかにみなんで助け合える地域にしていくかという議論が盛んに行われる必要性を感じているところです。

ほかに委員の皆様からご意見等ございますか。

【金子委員】

今までの議論にもあったように、共生と予防の推進と言いますか、コロナ禍というのが踏まえられた計画になるのがポイントかと思います。今はまだ施設も病院も、患者さんや施設の入所者、ご家族という限られた方のみが限られた環境の中で、予防に努めながら共生していくという状況かと思います。ウェブを使ってだとか、地域の方々をどうやって家から外に出していくかとか、どうやって活動に参加していただくかということが宙ぶらりんで先が見えない状況にあるため、先が見えるような基準と言いますか、病院・施設に対しても一定の基準が示されればいいと思います。

【丸山会長】

ありがとうございます。方向性としては示されているかと思いますが、より具体的なアイデアや現状に即した取り組みが求められるということかと思いますが。事務局からいかがでしょうか。

【事務局：高齢者支援課高石主査】

介護施設には介護相談員が入っていますが、この状況なので今年8月からはタブレット端末を使いながらオンラインで現場に入るという試みをしています。介護相談員事業は高齢者の方のほか、事業者サイドも含めて悩み事などの聞き取りを行いながら解決していこうという事業です。コロナ禍の最初は、事業所では家族のみの面会で対応されていましたが、介護相談員も是非という声がありました。8月から実施させていただいて、そういった声を若干は拾えたものと考えております。一方、事業所が地域と関わりを持つということに関しては、地域の方々が抱く新型コロナに対する意識などもあって、今は地域側でも受け入れる体制が整っていない状況ではないかと思います。いずれ良い形でできるよう取り組みを行い、地域に開かれることによって、介護の魅力発信、人材の確保にもつながることになればと思います。

【丸山会長】

私の方から質問させていただきます。国から示された評価では石狩市の順位は比較的上位だとの話がありました。近隣市町村と比較して、石狩市としては前向きに色々な活動が行われているとの評価をお持ちでしょうか。あるいは課題がまだ多いと感じているのでしょうか。

【事務局：高齢者支援課鍋谷課長】

課題については尽きることがないというのが正直なところです。今回の交付金についての評価は数字ではお伝えすることはできませんが、他市町村と比較した定数的な評価が出ている中では、決して悪い数字ではないということだけお伝えさせていただきます。

【丸山会長】

例えば市民活動であるとか、事業所の方の取り組みであるとか、そういうことに関しては行政の立場からは言いにくい部分もあるかもしれませんが、率直にご意見ございますでしょうか。活動量や市民の方々から出してくださる意見、行事に参加している様子、今年度は行事の参加というのはなかなか難しかったかもしれませんが、そういったところから、市民の方の意識が高いのか、それともまだまだと感じられるのか、いかがでしょうか。

【事務局：高齢者支援課高石主査】

市民意識については、先ほどの元気高齢者の話にも関わってきますが、介護予防サポーター、認知症サポーター、訪問型サービスの就業者研修や市民後見人制度など、様々な面で市民の方にご参加いただいております、高いものと考えています。それを今後さらに有機的につなげ、より一層、介護を支えてくださる応援団になってほしいと考えております。

【丸山会長】

他市町村と比べて行政の方は一生懸命に取り組まれている印象がありますし、事業所の

方ももちろん尽力されているということがこういった会議からも伝わってきます。一方で石狩地区は新設の住宅団地やベッドタウン的な要素もありますので、生活場所と実際に活動している場所が違ふということもあるかと思います。例えば浜益地区であれば生活が地域と密着してきたということがあり、とても愛着を感じていらっしゃる方が多いと思いますが、石狩圏域においてはそういう方が割合として少ないのではないかと感じたことから、将来にわたって色々な活動に参加して地区課題を解決していこうという力が、もしかしたらまだ弱いのではないかと感じるころもあります。意識を高めていくような方向性や取り組みが必要であるのかなと、個人的には感じています。

また、この計画についての意見ですが、次期計画において介護保険料は据え置きになるということで、確定ではないと思いますがその方向で検討していらっしゃいます。要介護認定を受けている方は増えていますし、サービス量も増加にはなりますが、基金を取り崩し、次期改定においては保険料は変えない方向ということでもあります。ただその先を考えると、大きな伸びが予測されますので、今後の見通しというか、第9期計画における改定を見据えた内容として、もちろん確定的なことは言えませんが、今回は据え置きでも次期においては保険料が上がるということが予測されますとか、そういったことの記載は必要ないでしょうか。市民の方に意識していただくうえで、今回は頑張ってもらえたという安心感だけではなく、将来への課題意識や、今後上がるという予測も知っておいていただく必要があるのではないかなという風に思います。

【事務局：高齢者支援課鍋谷課長】

現段階の介護報酬の内容などが明らかになっていない中での見通しですので、介護保険料に関しては基金を取り崩して第7期計画と同じ金額にしたいという私どもの意向ですが、これだけ高齢化率が上がっている中において今の枠組みで介護保険を考えた時には、やはり介護保険料の負担というのは上がっていくことが前提と言いますか、その傾向にあることは否めないと思います。今回は基金を取り崩したり施設整備を行わないという方針の中で何とか現行水準を保っていきたいと考えていますが、年末年始にかけて国の方から色々な指針が示された上で修正も出てくるかと思うので、現段階ではこういう方向で考えていますということです。この辺を計画の中にどういう形で盛り込むかということですが、考え方としては介護保険料の水準は上がっていく傾向にあるということとは否めないと考えています。

【丸山会長】

わかりました。ほかにご意見ご質問などございますか。

【各委員】

(なし。)

【丸山会長】

それでは議題第7号、8号についてはご承認いただきました。

その他委員の皆様、あるいは事務局から何かございますか。

【各委員・事務局】

(なし。)

【丸山会長】

それでは今日の議題は以上となります。活発なご議論をいただきましてありがとうございました。以上で本日の介護保険事業運営推進協議会を終了させていただきます。ありがとうございました。

【19：35 閉会】

令和2年11月17日 議事録確定

会長署名 丸山 正三